

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の基本情報

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター

② 施設・事業所情報

名称：西宮市立芦原むつみ保育所	種別：公立保育所
代表者氏名：村上 清美	定員（利用人数）： 150 名
所在地：西宮市芦原町7-7	
TEL 0798-66-0505	
HP <a href="https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/shisetsu.files/27ashiharamutsumi.pdf">https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/shisetsu.files/27ashiharamutsumi.pdf</a>	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成30年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名）：西宮市	
職員数	常勤職員： 29 名 非常勤職員： 18 名
専門職員	（専門職の名称）
	（保育士） 26名 17名
	（調理員） 3名 1名
施設・設備の概要	（居室数） 14室 （設備等）モーター付きインターホン、AED、
	保育室、事務室、調理室、相談室等 県警ホットライン、火災通報専用電話等

③ 理念・基本方針

（保育所の理念）笑顔いっぱい みんな大好き ～ つなげよう ころところ ～

（基本方針）・子供の最善の利益を考慮し その福祉を積極的に増進します  
 ・生きる力の基礎を培い 健康で心豊かな子育てを応援します  
 ・安全で子供一人一人が安心して過ごせる環境をつくります  
 ・地域に溶け込んだ子育て支援を広げます

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・緩やかな担当制
- ・主体性を育む年齢枠を外した保育
- ・特別事業として親子通園事業を実施しています

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 元年 6月 7日（契約日）～ 令和 2年 1月 25日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	1回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・公立（西宮市）保育所の良さが多くの運営面に表れています。行政の指導監督のもとで所長がリーダーシップを発揮され、二人の副所長と保育の質の向上に取り組むと共に、地域の子育てに関するニーズや情報を共有され、「子どもの主体性を大切にする」という保育指針などに反映されており、特別事業としての親子通園事業も行われています。
- ・日常の取り組みに対してこれで良いのかと機会あるごとに自己点検され、現状に満足することなく更なる向上に向けて日々取り組まれている姿勢が評価出来ます。
- ・当保育所内の畑で園児と共に育てた季節の野菜を調理し、食すると言う食育を通じ、園児の好き嫌いの改善に取り組まれ成果をあげられています。このことも含め、保護者に対するアンケートでも高い評価を受けています。

◇改善を求められる点

- ・保護者との連絡方法や情報開示などの面で、改善の余地がありそうです。ホームページ等を活用し、保護者等へ情報発信することが望まれます。
- ・リスクマネジメントに対する取り組みとして、具体的な事例を想定して研修することで意識面でのさらなる改善が望まれます。独自に作られたマニュアルを活用することで、地域での見守りや警察との連携など、色々な課題が見えてくると思います。
- ・マニュアルや規則を遵守するなかで、状況に応じて保護者等に個別に説明をすることも大切なことです。

◇総合的な所見

- ・新たな建物として開設され、短期間で組織を運営するという事は、管理者の苦勞が多々あったのではないかと思います。初年度には保育面に重きを置いていることで次年度に向けての課題も認識され、市との情報共有を促進することが期待されます。
- ・子どもたちや保護者から信頼される地域の拠点として、継続的に発展することを期待しています。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価を今回受審したことで、第三者グループのメンバーが中心となり自己評価後チェックの入っていない項目について、どのように取り組めばよいかを検討しました。項目ごとに何を問われ、何ができていけばいいのかを、具体的に話し合い、共通認識・理解をすすめて保育の見直しを行いました。
  - ・マニュアルについても、誰がどのような状況であっても、マニュアルを基本に、臨機応変に動けるかどうかを踏まえて見直しました。また、項目ごとに必要なマニュアルを作成することができました。一つ一つの事をみんなで話し合い、意見を出し合い共通理解を進めていくことができたのは職員一人一人にとって力となったように感じ、受審の機会をもらえたことを嬉しく思います。
- B 評価の部分について今後も職員間で話し合い取り組みを進めていきたいと思っています。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市で作成された理念・基本方針をベースに、当保育所が置かれている環境などの地域の特性を盛り込み当保育所としての理念・基本方針を分かり易く作成され、職員・保護者に機会を捉えて説明・周知されています。理念・基本方針は、重要事項説明書や保育所概要に記載して配布すると共に、所内に掲示し確認できるようにされており、保護者への周知が図られています。今年度は新規立ち上げの年であるため、保育に重点を置いた取り組みがされており、地域や関係機関などへの周知の点で、更なる確認のためアンケートも実施されています。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 事業経営については当保育所の担当でなく、市が把握・分析されており、当保育所での自己評価は限定されています。しかし市が中心となり、全体の仕組みとしての取り組みがあります。当保育所のかかわりとしては、所長会でその説明を受け意見交換されており、経営環境やコスト分析にはやや弱い面があります。当保育所としては保育ニーズに関する情報を定期的に市に提供することで、市の情報把握や分析に寄与されています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市が主体で評価改善を行なっているため、市を含めた全体としての取り組みとして評価しました。その指示に基づき当保育所としての取り組みを行っていますが、関与できるのは予算枠では経費の使い方の範囲に限定されています。経営課題についての具体的な取り組みは、所長会などで意見交換がされており、客観的にも確認できる内容となっています。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市が提示した中・長期計画をベースに、当保育所の中・長期計画を独自に策定されており、実施状況の評価についても具体的な内容となっています。中・長期計画の見直しについては、市と情報共有することで定期的な取り組みが来ています。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 当保育所の中・長期計画に基づき毎年実行可能な内容で策定されていますが、収支状況については市が担っており、実施状況の評価が難しい項目となっています。それ以外の部分においては当保育所としての独自の単年度計画が策定され、実施されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 事業計画は、前期は保育面のみ後期は保育と全体の反省を基に策定されていますが、職員の参画の仕方がまだ不十分と考えられています。事業計画期間中の実施状況の把握の時期・手順が明確には定められていないため、今後の取り組みに期待されます。事業計画の職員への周知も一通りは行われており、更なる取り組みを検討されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 重要事項説明書で説明・配布をされています。また、所内に掲示し、おたより(わんぱく〇月号)などで分かり易く解説し保護者等に配布すると共に掲示されていますが、周知の面ではまだまだ不十分と考えておられ、更なる方法を検討されています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 定期的にクラス反省会や所内公開を通じて保育の質の向上に対する取り組む体制が確立されています。自己評価については定期的に行っていますが、外部評価の定期的な受審については今回が初回であり、第三者評価の定期的な受審は今後の取り組みの段階となっています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 第三者評価グループ会議を中心に評価・改善検討を進め、職員会議で検討して、改善策や改善計画を策定して取り組んでおられます。改善計画の見直しについては、今後の中長期計画に反映させる必要があり、次年度の取り組み課題としています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 保育所の経営・管理に関する方針は、保育所事業計画に明記してされており、年初の事業計画の説明時に職員に説明すると共に所内に掲示されています。地域との係わりや子育て相談、苦情解決などの役割も明記されており、有事の際の役割と責任についてはマニュアルに明確に記載されています。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 取引業者や行政関係との調整は市の担当となっており、所長は市役所とのパイプ役を担っています。市から案内のあった研修会や勉強会には自ら参加すると共に、所長会で収集した情報、厚労省よりの通達など、必ず職員に報告・説明・回覧、そしてファイルして保管されており、遵守するための具体的な取り組みがされています。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 所長は、前の保育所の時代から、統合に向けての取り組みを準備してきており、市とも連携を図りながら、保育の質の向上に向けて取り組んでいます。現在は、常に二人の副所長と連携を取り、副所長を中心に保育の質の向上に取り組まれています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 経営の改善は、基本的には市が担当となっており、所長として対応可能な範囲で実効性を高める体制を作り、積極的に指導力を発揮して取り組んでいます。人員配置における本人の意向の尊重、休憩場所、年休・有給を採り易くする配慮など、個別面談も行っていきます。経営の改善については、経費の管理に限定されますが、業務改善に向けての組織的な取り組みとしては所長会議や連絡会議を通じて市との連携が来ています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市の「西宮市人材育成基本方針」に沿って人員の配置が行われています。所長としての希望や意見は所長面談等で都度伝えられており、保育所としての方針や計画について、市と当保育所のさらなる連携が期待されます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市の職員としての「人事基準」が明確であり、当保育所としての関わりは、市と所長・副所長との面談時に意見反映しています。目標管理が年2回行われ、人事評価については能力管理シートを用いて年1回のチェックがされています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p>〈コメント〉 勤務状況管理を行い職員の就業状況を把握し、健康等の福利セミナー・人間ドックなどの案内、働き方見直しチェックリストなどを活用した働きやすい職場作りに取り組まれています。ワーク・ライフ・バランスについても職員の意識調査を行って、産休明けの時短などの対応も行っていきます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c



<p>〈コメント〉 自己チェックシート・目標管理シートなどによる個人面談を通じて職員の育成に向けた取り組みが行われていますが、目標の達成度を測る尺度（5段階）が設定されており、決められた期限ごとに達成度の確認が行われています。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 職員の期待像や必要とされる専門技術や資格は明確に示されており、市の研修計画・園内研修が実施されています。当保育所として受けて欲しい研修を明確にし職員の希望と突合せして策定する事が期待されます。スマイル研修などの実績もあり、職員会議などを通じて職員全体が共有できる仕組みになっており、計画の評価・見直しは園内研修以外では市が担当しています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 職員一人一人の教育・研修の機会は確保されていますが、職員個別の知識・専門資格の取得状況などは、十分には把握できていません。（市が管理する基準では、他の専門資格についての規定がないため）OJTは、クラス公開や新人には暫く副所長が付き添い適切に行われています。今後、「個人別研修記録」を活用し、研修内容の偏りを防止することも検討されています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 実習生受け入れマニュアルが作成されており、実習前のオリエンテーション、基本姿勢や実習手順などが明記され、対応する職員などに周知されています。保育士や看護師の受け入れ実績があり、学校との連携も密に行われています。実習に関しては、副所長が指導担当者となっています。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 ホームページでは、保育理念・基本方針・行事予定などは記載されており、西宮市立保育所全体での予算や事業計画は確認できます。個別の保育所独自の事業計画や予算・決算情報は市の「公共施設カルテ」で確認できます。運営の透明性を図るための仕組みは出来ており、地域に対して積極的に当所の情報を知らせています。第三者評価については、今年度中にワムネットでの公開を予定しています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 公立保育所として市が設定した運営手続きにそって、当保育所に任せられた範囲内で担当を明確にして適正な運営がなされています。「保育事業課」や「会計課」、「監査事務局」や「市議会」などによる指導や監査の仕組みがありますが、公認会計士や監査法人による財務諸表の監査などは不定期な受審になっています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域との関わりについては、重要事項説明書に記載されており、「地域会議」には所長が参加し、副所長との情報共有が来ています。また、地域へ行事案内を出し、地域行事への参加は積極的に行われています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 ボランティアの受け入れ実績は少ないが、受け入れの際の基本姿勢・体制は、明確にされています。具体的な取り組みとしては、トライやる交流などがあり、ボランティア保険の対象としています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 当保育所が関係する地域資源（機関）を明確にして、母子支援施設から通所している子ども、要保護児童などの支援を必要とする子ども達への配慮や児童虐待を疑われるケース等はそれらの関係する機関との連携を図っています。具体的な取り組みとしては、市と連携して対応されています。ケースについては、個別に記録され、個人情報として管理されています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域に対する講演会や研修会の主催は行っていないが、園庭開放、スマイル親子通園などの取り組みがあり、地域が主催する講演会や研修会の行事案内には積極的に保護者には参加をよびかけられています。短期体験や育児相談など、当保育所の持てる機能・設備を活用し種々の催しを開催することで、地域の子育て支援を行っています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域への取り組みとして、地域別管理職会議が開催されており、研修や交流の取り組みがされています。市が把握した地域の福祉ニーズを当保育所の事業計画に反映して種々の取り組みを実施され、更なる福祉ニーズの把握のため、参加者へのアンケートを実施・整理し、市へのフィードバックがされています。また、参加された方の相談にも応じています。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 子どもを尊重した保育については、毎週の振り返りシートや、年二回の人権振り返りシートなど、子どもに対する大人の言動等に着目して取り組んでいます。保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等については、保育所保育規定が作成されており、グループ会議や職員会議の場などで常に周知を図り、職員が理解し実践する様に取り組まれています。子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心についても機会あるごとに保護者に説明すると共に子どもの人権等に関する本などを紹介され、読まれた保護者の方の感想などは、「わんぱく〇月号」を通じて発信されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 各種の規定・マニュアルが策定され職員・子ども・保護者に周知されると共に保育環境・設備の工夫が行われています。「プライバシー保護」と「個人情報保護」の違いもマニュアルで明確に記載されています。プライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の生活上の自由」であり、権利擁護の基本となる部分であるという認識を持っておられます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 プライバシー保護や個人情報保護との関係に配慮して作成・見直しをされて、保育所の選択に必要な資料を作成・提供されている。毎月のお便り「わんぱく〇月号」を毎月手作りで作成し、各クラスの状況を知らせています。保育所を紹介する資料は市が対応している部分が多いですが、年1回、子育て総合センターでの保育所案内の作成実績があります。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 保護者に概ね適切に説明されています。しかし、説明に対する対応が理解されていないと感じておられ、更なる工夫を検討されています。コミュニケーション（言語）上での課題もあり、保育所だけでは対応が難しい側面があります。特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化されており、わかりやすい説明にも取り組んでおられます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 行政や関係機関との連携が出来ており、相談の窓口も設置されています。保育所の変更の際、公立同士の変更以外は、原則として資料など情報の提供はされていませんが、他の福祉施設や事業所への情報提供が必要になる場合、保護者の同意をもらっています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c



<p>〈コメント〉 日々の日誌や保護者と接するあらゆる機会を通じて満足度や要望を聞きだす体制を整えて、分析し、改善に取り組んでいます。担当する部署としての位置づけを第三者評価グループなどで取り組んでいます。市と連携しながら、組織的な取り組みとしてアンケート調査も実施されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 苦情解決の体制は整備され、周知されていますが、ご意見箱の活用がほとんどなく、意見を出し易くするなどの活用を促す工夫されています。苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）についてはフォーマットが作成されており、号外でお知らせしています。苦情内容及び解決結果等については、対応された実績があります。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 保護者が相談しやすい環境（相談スペースなど）は、整備されています。第三者委員の活用など、今後の取り組みが期待されます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市とは別に苦情解決のマニュアルが、作成されていますが、現在、「ご意見・ご要望」のための取り扱いマニュアル（業務の手引き）があります。実際には、保護者からの相談・意見には組織的に対応されており、受け付けた相談記録が個別に保管され、保育に反映されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 プール、食事、感染症など、予防的な視点からヒヤリハットについて、毎月安全チームが主体となって検討されています。安全・安心なサービスの提供のため安全チームが中心となり取り組み、収集した事例をもとにチーム会議や職員会議で検討・実施する体制が確立しています。調理に関するヒヤリハットは、市が作成した別書式があります。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 市が作成している「保健衛生ハンドブック」をもとに実施体制が整備されて、取り組みが行なわれています。感染症が発生した際には、保護者に掲示で知らせていますが、保護者への周知・情報連絡にはアンケートの結果を踏まえ、お便りでも掲示場所の写真を載せたりしています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 基本的には、安全を確保するための取組は組織的に行われており、保育時間外での災害発生時の保護者・子どもの安否確認については「よい子ネット」や電話で対応されています。地域の自治会や福祉関係団体との連携をし、近隣の公立幼稚園や地域の文化会館などへの避難訓練もされています。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a・b・c

<p>〈コメント〉 市のマニュアルを基に当保育所としてのマニュアルを作成され、職員会議などを通じて研修・見直しが実施されています。調理員は独自に市の研修を受けており、一般職員への研修取り組みとしては、「保健衛生ハンドブック」を用いて行われています。</p>		
41	<p>Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 今年8月に職員と話し合ってマニュアルを作成しています。救急対応についても個別にファイルを作成しています。警察との連携については、通報訓練などの取り組みがされています。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 標準的な実施方法については、行事予定に合わせて、副所長から職員に伝えられています。標準的な実施方法についての周知や実施の確認にまだまだ工夫必要だとされているが、現時点でも十分周知・実施されています。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 保育の標準的な実施方法の見直しについては自己評価に記載の通り実施・反映されています。検証や見直しについては市が担っており当保育所と連携し策定されています。保護者や職員の意見を取りまとめ、市への情報提供が行われています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 保育所以外の関係者としては、未来センターの職員や地域の保健師がケース会議に出席されています。保育所以外の関係者の協議としては、母子支援施設や虐待の子どもについて、支援施設の職員や児童相談所の職員と連携が来ています。子どもと保護者等の具体的なニーズ等については、個別の指導計画に反映されており、保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意についても手順に従って計画作成が行われています。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 年間指導計画や月間指導計画、週間遊びの計画など、保護者の意向等を懇談会や来所時、お迎え時に保護者との会話の中で意向を聞き取り反映させています。また、日々の保育の反省から、週間の遊びの計画や、月間指導計画に反映させています。月別の指導計画には、保護者の意向を確認する欄もあり、保育の質の向上について課題等が明確になっています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
46	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c

〈コメント〉 新任の保育士に対しては、日誌の勉強会や指導計画作成のための勉強会等を行っています。また、分かりにくい文章等には副所長等が青ペンで加筆し、その都度気づいてもらえるようにしています。指導計画やマニュアルが整備されており、年2回の新任保育士指導は副所長が担当しています。

47 III-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a・b・c

〈コメント〉 所内で使用したパソコンは、USBは使用できないシステムとなっており、保存年限を満了した記録は消去しています。また、情報管理システムによって市とは必要な情報の共有が出来るシステムとなっています。個人情報の取り扱いについては、市の規定による開示方法となっており、重要事項説明書以外に個人情報に関する同意書を貰っています。

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c

特記事項

- A① 「全体的な計画」は市が作成したものを、各保育所共通で用いていますが、地域特性や独自の取り組みについても反映されています。保育過程としての全体的な計画や年間保育指導計画は、クラス会議、リーダー会議等で振り返りを行い、保育指導計画に反映しています。また、年度末に全体的な保育の振り返りを行い、次年度の年間保育指導計画や、全体的な計画に反映をさせています。「全体的な計画」は市が作成したものを、各保育所共通で用いていますが、地域特性や独自の取り組みについても反映されています。保育過程としての全体的な計画や年間保育指導計画は、クラス会議、リーダー会議等で振り返りを行い、保育指導計画に反映しています。また、年度末に全体的な保育の振り返りを行い、次年度の年間保育指導計画や、全体的な計画に反映をさせています。
- A② 「保健衛生ハンドブック」により基準となる数値に合わせて室温、湿度、換気、採光等の調整を行っています。特に0歳児クラスでは2時間おきに、他のクラスは1日6回確認して記録を取っています。子どもたちが楽しく、くつろいで遊べるように室内や園庭が整備されています。当保育所の施設は新しく、1年前に建てられた建物であり、西宮市立保育所の保育士が設計時から理想的な建物を目指して立てられた物であり、環境的に子どもたちの生活を考えて作られています。
- A③ 一人ひとりの子どもの言動を受容しながら、子どもの気持ちを読み取り、必要な場合は代弁者として、気持ちを言語化する等の対応を行っています。日々の保育の中で「人権振り返りシート」や「保育士の言動振り返りシート」等を活用して保育士の言動を振り返っていますが、どうしても、大きな声で遠くから子どもを呼んだり、子どもに対して決めつけた見方をしてしまう等の評価が低いことから、子どもに対していつでもどんな時も穏やかに話せてはいないのだろうか、不必要に子どもをせかしたり静止したりしていないかなど、子どもに対する言葉遣いにも注意した対応を行っており、取り組みの成果が出てきています。
- A④ 子どもの様子を見ながら段階的に生活習慣を身につけていけるようにやり方を示し、自分でやろうとする気持ちを促していく様子を伺いました。日常の家庭での様子など、保護者との情報交換もされています。保育所の日では昼食後一人ひとり活動や家庭生活状況にに応じて、一定時間のお昼寝の時間を設け、身体を休ませています。
- A⑤ 子ども自身の「やってみたい」を大事にし、日々の保育の工夫をしている様子が見え、うかがえました。阪急西宮北口駅やJR西宮駅に近いので、自然が豊富にあるとはいいたい地域ですが、保育所に隣接した「みやっこキッズパーク」では、人工ではあるが、小川や池、田んぼ等も整備されており、昆虫や木などに触れ合える場となっています。遊びの時間に利用することも多く、田植えや稲刈り等の体験も行っていること等、身近な自然とも触れ合える機会を設けるように努めています。3歳児後半になると、主体性を育む年齢枠を外した保育として4、5歳児と交わり、自分の好きな遊びにも参加でき、自主的に選べる環境が出来ています。
- A⑥ 緩やかな担当制を取っており、できる限り一人の保育士との信頼関係を築くために、担当を決めた保育を行っています。また、子どもが手に取り、口に入れても安全なように玩具の消毒や室内の安全点検等は「日々の養護」に従って実施されています。0歳児のクラスには乳児テラスがあり、シャワーや砂場も設定されています。園庭に出なくても十分ハイハイ等の運動もテラスで行える環境を設けています。成長記録を整理し、振り返りの資料として活用している保護者の方もいらっしゃいます。



- A⑦ 1歳児クラスの前には乳児テラスがあり、安全に身体を十分使って遊ぶことができるように工夫されています。2歳児クラスも同じように園庭や屋内で、身体を動かす遊びを十分楽しんでいます。また、2歳児では生活習慣を身につけていく時期であり、色々なことが一人で出来ていく時期であり、出来たことを一緒に喜び、成長を促すように関わっている様子がうかがえます。登所や降所時の保護者との係わりや連絡ノートなど、個別の対応もできています。
- A⑧ 養護と教育の一体的な取り組みにおいて、積極的な保育実践に取り組んでいます。4歳、5歳児クラスでは、遊びをエリアで分けており、子どもがこれをしたい遊びに参加できる工夫がされています。また、その遊びも毎日違った遊びを提供する等、遊びの計画に沿って提供しています。3歳児の夏以降では4歳5歳クラスの遊びに参加する等、異年齢でそれぞれが共に成長できるように保育士が促し、5歳児が3歳児へ教えたりしています。
- A⑨ 配慮が必要な子どもについては個別に対応をしており、加配職員がついて対応をしています。子どもの成長に合わせて、無理をさせないことや、できなくてもあきらめずに次の機会を待って挑戦できるように促す等子どもの思いに沿った保育をされています。また、子どもの状態についてはこども未来センターからの助言や研修会、事例検討会等への参加によって情報を得ることで、行政や関係機関等との連携ができています。保護者にたいして、必要な情報の提供も行っています。
- A⑩ 4歳5歳児の遊びでは、身体を動かす遊びや、手先を使って何かを作る遊びなど4種類ぐらいに分けて、その日に子どもがしたい遊びを選んで遊べる工夫をしています。毎日同じ遊びにならないように保育士が違う遊びに誘ったりしながら色々なことが体験できるように気をつけています。3歳児の夏以降になると、4歳、5歳児クラスの子もたちと混じって遊ぶ時間を増やす等、異年齢の交流にも工夫がされています。集団活動の中で家庭的でゆったり過ごすことができるように保育士ができる限り子どもたちと遊ぶ時間を持つように心がけています。特に乳児クラスでは緩やかな担当制を取っており、なるべく同じ保育士が担当できるよう取り組んでいます。
- A⑪ 当保育所を利用している子どもたちの校区は10校区にまたがっており、それぞれの小学校との引き継ぎを行っています。「つながり」の事業として小学校1年生との交流や、学校見学等の行事を年間計画で取り入れており、小学校生活に入る前に保育所でつけておく力をはぐくむため、小学校との話し合いの機会も持っています。また、配慮を必要とする子供に関する連携ができています。
- A⑫ 「日々の養護」「保健衛生ハンドブック」「産休明け保育マニュアル」を基準として、健康管理を行っています。そのため保護者から融通が利かないと思われる一面もあります。朝礼時や申し送りの記録に子どもの健康に関する情報を記録しており、一日の状態をお迎え時に説明できるようにしています。特に乳児に関しては、乳幼児突然死症候群に関してうつぶせ寝にさせない、健康観察チェック等をする取り組みを行っています。保育所と家庭で情報共有し、職員間での情報共有につなげています。
- A⑬ 乳児クラス（0歳から2歳）は毎月健診が行われており、幼児クラス（3歳以上）では年2回の健診を行っています。また、歯科検診、耳鼻科検診、眼科検診も年2回行っており、それぞれ保護者に結果を説明するとともに、記録として保管もされています。
- A⑭ アレルギーのある子どもの食事は、調理師と保育士が複数で確認を行い、取り違いを防ぐために最初に配膳するように気をつけています。手作りおやつ等では、子どもたちができるだけ同じ物が食べられるよう、メニューや素材を考えるなどの工夫がされています。

	給食時に献立の違い等の質問があれば保護者等にその理由を説明し、重要事項でも理解を求める説明が行われています。
A⑮	季節や行事、栄養について、調理員が子どもたちに分かりやすく話をする時間を作っています。園庭で子どもたちと育てた野菜等を使って調理した手作りおやつやおかず等を提供するなど、子どもたちに食への興味を持ってもらうような取り組みがされています。提供される給食は、子どもたちの発達に合わせて、食材を小さく切ったり、小皿にとりわけて食べる量を調整したり、子どもたちが楽しく食することができるような工夫がされています。調理室の様子が、子どもたちからも見えるということが、食事を身近に感じることのできる要素となっています。
A⑯	毎日の献立にそって、クラス担任が食事の摂食状況を記録し、子どもたちの好き嫌い等を把握するように努めています。また、毎日配食時には調理員が直接クラスに出向き、直接子どもたちと会話を交わしながら配膳を行っています。毎日の献立は市の管理栄養士が立てますが、月1回、市立保育所の調理員、所長が集まり献立会議を開催しており、それぞれの保育所の状況等の意見交換を行い、献立に反映させています。市から決められた手作りおやつの日もありますが、週2回は保育所独自の手作りおやつが提供されています。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

特記事項

A⑰	登降時に保育所での様子を伝えることや、家庭での様子を聞く等を日常的に行っています。また、連絡帳に家庭での様子を記載されており、保育所からも連絡帳を通じて、子どもの状態を共有しています。保護者との連携として、懇談会や参観以外に、一日保育体験の取り組みもされています。
A⑱	毎日の登降時に保護者の顔を見たらできるだけ職員室から外に出て、挨拶をすることや、気軽に声掛けしていくこと等から、保護者との距離を近づける工夫をしています。また、些細な相談事等も気軽に声掛けできる雰囲気を作られています。また職員間でも、保護者や子どもについての情報の共有が行われています。
A⑲	虐待の疑われる子どもに対して、毎朝登所時に身体チェックを行い、あざや傷を発見した場合は記録とともに写真を撮り、市と情報を共有し、市からの指示を受け対応をしています。また、毎日の登降時に保護者の様子を見ながら声掛けをし、必要な場合は、社会資源につながるよう、情報を提供しています。現時点では事例はありませんが、保育終了時間を超えても保護者のお迎えが無い場合の対応等も、市の担当職員に連絡をし、指示をあおぐ等、対応のマニュアルの整備もしています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1)	保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

特記事項

A⑳	年2回「人権振り返りシート」を用いて、日々の保育に関して、一人ひとりの保育士が自己評価を行い、所長、副所長が集計し全体的な評価を行っています。その評価から職員の良い面や弱い所を見つけ出し、研修や職員会議等でのテーマに取り上げ、質の向上につながるような工夫が見られます。
----	--